

坂監公表第 6 号

職員措置請求(住民監査請求)に係る監査結果の公表
(市民ホール上部における「人工土地ルーフガーデナーズ」等
による契約範囲を超えた行為について)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項
の規定により、職員措置請求(住民監査請求)に係る監査を行っ
たので、監査結果を公表します。

令和8年9月24日

坂出市監査委員 吉田 耕一

坂出市監査委員 植原 泰

住民監査請求に係る監査の結果
(市民ホール上部における「人工土地ルーフガーデナーズ」等による
契約範囲を超えた行為について)

第1 請求の受理

1. 請求人

住所・氏名 省略

2. 請求書の受付日

令和8年8月7日

3. 請求の内容

(1) 請求の理由(要旨)

①市民ホール上部において、人工土地ルーフガーデナーズ等により無断で頑丈な配管などの工作物が設置されている。また、許可された範囲を超えた物品の放置や占拠、イベント時の広告物掲示などが常態化し、災害時の避難動線の阻害や構造物・地面の劣化を招いている。

②人工土地ルーフガーデナーズ等による大量の水道利用が行われているにもかかわらず、水道利用に関する契約書や負担区分、無料使用承認書などの明確な管理文書や徴収根拠が確認できず、適正な料金徴収が行われていない。

③使用許可書の範囲を超えたエリアが長期間にわたり無償で使用・占拠されており、本来得られるべき使用料相当額が徴収されていない。また、営利目的の活動が行われている疑いや、許可条件が遵守されていない状況を市が長期間放置している。

④近隣住民や近隣企業からの度重なる是正の要望や指摘に対し、市が十分な調査や実効的な是正措置、使用料・水道料の徴収を行わず、不適切な状態を継続・放置していることは、地方自治法や関係法令・条例に反する違法・不当な管理に該当する。

(2) 求める措置(要旨)

①市民ホール上部に無断で設置された配管等の工作物について、行為者に対し撤去及び原状回復を求めること。

②人工土地ルーフガーデナーズらによる水道利用の実態を調査し、本来負担すべき上下水道使用料相当額（132,440 円）を、人工土地ルーフガーデナーズ、又は市長及び関係職員に対して請求・徴収すること。

③許可範囲外の使用や占拠について調査し、本来負担すべき使用料相当額（560 万円）を人工土地ルーフガーデナーズ、又は市長及び関係職員に対して請求並びに使用停止、撤去、契約解除等の必要な措置を講じること。また、今後の使用許可においては周辺環境への配慮や費用負担等の明確な条件を付すこと。

④許可範囲外使用や工作物等の設置によって生じた構造物等の劣化・損害について、実費による損害回復措置を講じること。また、将来の財務上の負担を防止するため、適切な財産管理及び安全管理を徹底すること。

4. 請求の要件審査及び受理

本件請求については、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、同年8月17日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1. 監査対象事項等

市民ホール上部における人工土地ルーフガーデナーズ等による無断工作物設置、許可範囲外の占拠及び水道の無断使用に関し、市が是正や費用徴収等の必要な措置を怠っている事実の有無。

2. 監査対象機関

建設経済部建設課

教育委員会文化振興課

3. 請求人の証拠の提出及び陳述

令和8年8月26日、請求人による陳述を聴取した。同日、追加資料の提出を受けた。

4. 監査対象機関の陳述等

令和8年9月1日に建設課の関係職員による陳述を聴取した。また、監査対象機関の関係職員に対する調査を行った。

5. 現地調査の概要

令和8年8月28日、市民ホール上部における対象エリアの利用状況及び現場の管理実態について、現地調査を実施した。

第3 監査の結果

1. 結論

監査の結果、本件請求は棄却とする。

2. 監査結果の理由

本件請求について、監査委員が実施した現地調査、請求人による陳述、関係課職員への事情聴取並びに提出された関係書類等を総合的に勘案し、慎重に審査した結果、本件請求を棄却とした理由は以下のとおりである。

まず、請求人は、工作物の設置及び配管工事について、当該団体が敷地内において無断で配管や水道管等を設置したとして撤去等を求めている。

しかしながら、関係課への調査及び現地確認の結果、請求人が指摘しているものは、水道管等ではなく、電気配管であることが確認された。これは、市が適法に敷設・管理している電気設備であり、当該団体が独自に設置した工作物や私的な配管等ではない。したがって、撤去や原状回復を求めるべき違法な工作物は存在せず、請求人の主張は事実誤認に基づくものであって理由がない。

次に、請求人は水道料金及び使用料の徴収請求について、当該団体による水道利用に係る料金や、使用許可範囲を超えた占用に対する使用料の徴収を怠っていると主張する。

しかしながら、当該団体による植栽の管理等は、地域の美化や良好な住環境の維持を目的とした無償のボランティア活動として行われているものである。市は、この公益的な活動を円滑に進めるための環境整備として、作業に必要な敷地の利用や付随する水道の利用を事実上認めている。地域貢献等に関する公益的な活動に対する行政財産の利用や便宜の供与は、適正な管理に関する裁量権の範囲内であり、市が水道料金の徴収を怠っているとは認められない。

次に、請求人は、使用許可範囲の拡大や物品の放置、災害時の避難への支障、建物への影響等を指摘している。

しかしながら、調査の結果、本件における植栽管理等は景観保持等の観点から行われており、建物の構造や安全性を著しく害するような瑕疵は認められない。また、動線上の障害や物品の放置等についても、担当課において、少ない職員数のなかで、適宜適切な管理・指導を行っているところであり、市の裁量権の範囲を逸脱して不当に放置しているとはいえない。

第4 意見（留意事項）

本件請求については棄却とするものの、本件ボランティア活動の継続にあたっては、今後、運用上の透明性をより一層高める観点から、管理ルールに関する取り決めについて、必要に応じ相互で文書等により確認を図っていくことが望ましい。